様式8 (各種)

商号又は名称	
支店等の名称	
所在地	
電話番号	

## 市内(準市内)事業者の認定に係る事務所等実態報告書

市内に本店又は支店を有することにより、吹田市入札参加資格の認定を市内(準市内)事業者として受けるに当たり、以下のとおり事務所等の実態を報告します。

## ※記入上の注意

- (1) 該当する項目について、口を塗りつぶすか、レ点を入れてください。
- (2) 【 】内に氏名等必要事項を記入してください。

項目	記 入 欄
	□事務所名が確認できる看板又は表札を外観上常時確認できる。
①形態	□法が規定する標識を常時掲げている。(物品等各種契約は除く) 【□建設業法第40条 □測量法第56条の5 □建築士法第24条の5】
	□事務等に必要な机、椅子、電話、契約印 <sup>(*3)</sup> 等の備品が備え付けている。
	□建設業法第40条の3に規定する帳簿 <sup>(*4)</sup> を常時備え付けている。 (建設工事のみ)
	□事務所の責任者は常駐 <sup>(*5)</sup> している。【責任者の氏名: 】
②人的配置	□営業活動を行う人員を配置 <sup>(*5)</sup> している。 (直接雇用関係のある者であり、単なる連絡員ではない。) 【営業活動を行う者の氏名:
	□建設業法第7条第2号の専任技術者は常駐 <sup>(*5)</sup> している。(建設工事のみ) 【専任技術者の氏名:
	□当該事務所で吹田市との契約事務が行うことができ、電話、FAX等で常に連 絡ができる。

## ※事務所実態調査について

- (1) 記載内容の確認のため、当該事務所現地にて実態調査を行う場合があります。
- (2) 実態調査を実施する場合は、原則、事前連絡は行いません。
- (3) 当該事務所で契約事務を完結できるために契約印を備え付けなければなりません。
- (4) 建設業法第40条の3に規定する**帳簿**は、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え付け及び保存を行う 義務があります。実態調査時には、必ず帳簿の提示ができるようにしてください。帳簿をパソコン 等で保存している場合は、内容をディスプレイに表示していただく必要があります。
- (5) 人的配置について、実態調査時には出勤状況が確認できるものを提示できるようにしてください。
- (6) 実態調査を行った結果、要件を満たしていない場合は、市内(準市内)事業者として認定することはできません。